

『負担限度額認定』について

令和8年8月1日
改正版

介護保険施設を利用する場合の居住費滞在費と食費は、原則自己負担となります。
ただし、次の要件を満たす方は、これらの費用を軽減することができます。

対象となるサービス

- 介護保険施設〔介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護医療院への入所・入院〕
- ショートステイ〔短期入所生活介護・短期入所療養介護〕の利用

※上記以外の有料老人ホーム、グループホーム及びデイサービス等のサービスは対象外です。

認定要件

- 要介護要支援認定を受けている方
- 世帯全員（別世帯の配偶者、内縁関係を含む）が市町村税非課税であること
- 預貯金額等の合計額が、下記の基準以下である方

負担段階	所得要件	預貯金額等
第1段階	生活保護受給者	要件なし
	老齢福祉年金受給者	単身1,000万円、夫婦2,000万円以下
第2段階	前年の公的年金収入金額とその他の合計所得額が年間で82万6千5百円以下	単身 650万円、夫婦1,650万円以下
第3段階①	前年の公的年金収入金額とその他の合計所得額が年間で82万6千5百円超120万円以下	単身 550万円、夫婦1,550万円以下
第3段階②	前年の公的年金収入金額とその他の合計所得額が年間で120万円超	単身 500万円、夫婦1,500万円以下

- 非課税年金も含まれます
- 第2号被保険者（65歳未満）は所得要件にかかわらず、預貯金額は単身1,000万円以下、夫婦2,000万円以下です

基準費用額・負担限度額（日額）

特養：特別養護老人ホーム / 老健：介護老人保健施設

			負担限度額（日額）			
			※短期入所生活介護等（日額）【】はショートステイの場合			
			第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②
食費			300円 【300円】	390円 【600円】	680円 【1,030円】	1,420円 【1,360円】
居住費	多床室	特養等	915円	0円	430円	430円
		老健・医療院 室料を徴収する場合	437円	0円	430円	430円
		老健・医療院等 室料を徴収しない場合	437円	0円	430円	430円
	従来型 個室	特養等	1,231円	380円	480円	880円
		老健・医療院等	1,728円	550円	550円	1,370円
	ユニット型個室的多床室		1,728円	550円	550円	1,370円
	ユニット型個室		2,066円	880円	880円	1,370円

提出書類

ご本人が高齢のため、申請書や同意書に記入ができない場合、同意が得られていれば、ご家族や介護事業所の職員が記入しても構いません。委任状等は不要です。

① 申請書

- ・被保険者に配偶者がいる場合は、配偶者の情報も記入が必要となります。

② 同意書

- ・被保険者に配偶者がいる場合は、配偶者の情報も記入が必要となります。

③ 預貯金額等の資産がわかるもの写し可

- ・「対象となる資産の例」をご確認ください。
- ・被保険者に配偶者がいる場合は、配偶者分も提出が必要です。
- ・原本を持ってこられた場合は、窓口でコピーをとります。
- ・生活保護受給者は不要です。

④ その他

- ・後見人等による申請の場合は、登記事項証明書の写しを添付してください。

「対象となる資産の例」

資産項目	提出物
預貯金（普通・定期・積立等）	すべての通帳の写し（本人・配偶者） ①通帳の見開き1.2ページ（表紙の次のページ） （金融機関名、支店名、口座番号、名義人がわかるページ） ②最終の残高が記帳されているページ 申請日時点の最終残高を含む2か月程度の明細が分かるページ （年金の振り込みがわかるページ） ※定期預金等残高0でも必要です ※紛失時は残高証明書等でも可 ※インターネットバンキングは口座残高と名義人のページの写し
有価証券株式・国債地方債など	有価証券を管理する証券会社や銀行の口座残高の写し
金・銀積立購入を含むなど 購入先の口座残高によって時価 評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の銀行等の口座残高の写し
投資信託	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し
タンス預金現金	自己申告
負債借入金・住宅ローンなど	借用証書など申請時点での負債金額が確認できる書類 預貯金額等から差し引くことができます